

○個人情報保護委員会告示第六号

行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律等の一部を改正する法律（令和五年法律第四十八号）の一部の施行に伴い、及び関係法令の規定に基づき、特定個人情報の適正な取扱いに関するガイドライン（行政機関等編）（平成二十六年特定個人情報保護委員会告示第六号）の一部を次のように改正する。

令和五年七月三十一日

個人情報保護委員会委員長 丹野 美絵子

次の表により、改正前欄に掲げる規定の下線を付した部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の下線を付した部分のように改める。

改正後	改正前
<p>第1 はじめに</p> <p>「行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律」（平成25年法律第27号。以下「番号法」という。）に基づく<u>番号制度</u>は、<u>社会保障、税、災害対策その他の行政分野</u>における行政運営の効率化を図り、国民にとって利便性の高い、公平・公正な社会を実現するための社会基盤として導入されるものである。</p> <p>一方で、番号制度の導入に伴い、国家による個人情報の一元管理、特定個人情報の不正追跡・突合、財産その他の被害等への懸念が示されてきた。</p> <p>個人情報の適正な取扱いという観点からは、個人情報の保護に関する一般法として、「個人情報の保護に関する法律」（平成15年法律第57号。以下「個人情報保護法」という。）があり、これに加えて、地方公共団体では個人情報の保護に関する条例等（以下「個人情報保護法施行条例」という。）も定められている。</p> <p>番号法においては、個人情報保護法に定められる措置の特例として、個人番号をその内容に含む個人情報（以下「特定個人情報」という。）の利用範囲を限定する等、より厳格な保護措置を</p>	<p>第1 はじめに</p> <p>「行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律」（平成25年法律第27号。以下「番号法」という。）に基づく<u>社会保障・税番号制度</u>（以下「番号制度」という。）は、<u>社会保障、税及び災害対策の分野</u>における行政運営の効率化を図り、国民にとって利便性の高い、公平・公正な社会を実現するための社会基盤として導入されるものである。</p> <p>一方で、番号制度の導入に伴い、国家による個人情報の一元管理、特定個人情報の不正追跡・突合、財産その他の被害等への懸念が示されてきた。</p> <p>個人情報の適正な取扱いという観点からは、個人情報の保護に関する一般法として、「個人情報の保護に関する法律」（平成15年法律第57号。以下「個人情報保護法」という。）があり、これに加えて、地方公共団体では個人情報の保護に関する条例等（以下「個人情報保護法施行条例」という。）も定められている。</p> <p>番号法においては、個人情報保護法に定められる措置の特例として、個人番号をその内容に含む個人情報（以下「特定個人情報」という。）の利用範囲を限定する等、より厳格な保護措置を</p>

各出巡	各出巡
<p>定めるとともに、国が設置・管理する情報提供ネットワークシステムの使用を始めシステム上の安全管理措置を講ずることとしている。</p> <p>本ガイドラインは、個人番号を取り扱う行政機関等（個人情報保護法第2条第11項に規定する行政機関等をいう^(注1)。以下同じ。）が特定個人情報の適正な取扱いを確保するための具体的な指針を定めるものである。</p> <p>なお、個人情報保護法第58条第1項各号に掲げる法人^(注2)は、原則、特定個人情報の適正な取扱いに関するガイドライン（事業者編）が適用されるものの、番号法及び個人情報保護法第125条によって個人情報保護法が適用される部分の特定個人情報の取扱いについては、本ガイドラインを参照する必要がある。</p> <p>また、個人情報保護法第58条第2項各号に掲げる者は、原則、本ガイドラインが適用されるものの、当該各号に定める業務^(注3)における番号法及び個人情報保護法第58条第2項によって個人情報保護法が適用される部分の特定個人情報の取扱いについては、特定個人情報の適正な取扱いに関するガイドライン（事業者編）を参照する必要がある。</p> <p>番号法において、国及び地方公共団体は、特定個人情報の適正な取扱いを確保するために必要な措置を講ずるものとされており（番号法第4条、第5条）、主体的に特定個人情報の保護のための取組を行う必要がある。</p> <p>本ガイドラインの中で、「しなければならない」及び「してはならない」と記述している事項については、これらに従わなかつ</p>	<p>定めるとともに、国が設置・管理する情報提供ネットワークシステムの使用を始めシステム上の安全管理措置を講ずることとしている。</p> <p>本ガイドラインは、個人番号を取り扱う行政機関等（個人情報保護法第2条第11項に規定する行政機関等をいう^(注1)。以下同じ。）が特定個人情報の適正な取扱いを確保するための具体的な指針を定めるものである。</p> <p>なお、個人情報保護法第58条第1項各号に掲げる法人^(注2)は、原則、特定個人情報の適正な取扱いに関するガイドライン（事業者編）が適用されるものの、番号法及び個人情報保護法第125条によって個人情報保護法が適用される部分の特定個人情報の取扱いについては、本ガイドラインを参照する必要がある。</p> <p>また、個人情報保護法第58条第2項各号に掲げる者は、原則、本ガイドラインが適用されるものの、当該各号に定める業務^(注3)における番号法及び個人情報保護法第58条第2項によって個人情報保護法が適用される部分の特定個人情報の取扱いについては、特定個人情報の適正な取扱いに関するガイドライン（事業者編）を参照する必要がある。</p> <p>番号法において、国及び地方公共団体は、特定個人情報の適正な取扱いを確保するために必要な措置を講ずるものとされており（番号法第4条、第5条）、主体的に特定個人情報の保護のための取組を行う必要がある。</p> <p>本ガイドラインの中で、「しなければならない」及び「してはならない」と記述している事項については、これらに従わなかつ</p>

各出巡	各出巡
<p>た場合、法令違反と判断される可能性がある。一方、「望ましい」と記述している事項については、これに従わなかったことをもって直ちに法令違反と判断されることはないが、番号法の趣旨を踏まえ、行政機関等の規模及び事務の特性に応じ対応することが望まれるものである。</p> <p>以下、本ガイドラインの構成は、次のとおりとなっている。</p> <p>「第2 用語の定義等」においては、本ガイドラインで使用する用語の定義等を記載している。</p> <p>「第3 総論」においては、本ガイドラインの位置付け、特定個人情報に関する番号法上の保護措置の概略等について解説している。</p> <p>「第4 各論」においては、番号法上の保護措置及び安全管理措置について解説している。また、実務上の指針及び具体例を記述しているほか、留意すべきルールとなる部分についてはアンダーラインを付している。</p> <p>*印は、行政機関等の実際の事務に即した具体的な事例を記述したものである。なお、事例の記述は、理解を助けることを目的として典型的な例を示したものであり、全ての事案を網羅することを目的とするものではない。</p> <p>[(注1) ~ (注3) 略]</p> <p>第3 総論</p> <p>[第3-1~第3-3 略]</p> <p>第3-4 番号法の特定個人情報に関する保護措置</p> <p>(1) 保護措置の概要</p>	<p>た場合、法令違反と判断される可能性がある。一方、「望ましい」と記述している事項については、これに従わなかったことをもって直ちに法令違反と判断されることはないが、番号法の趣旨を踏まえ、行政機関等の規模及び事務の特性に応じ対応することが望まれるものである。</p> <p>以下、本ガイドラインの構成は、次のとおりとなっている。</p> <p>「第2 用語の定義等」においては、本ガイドラインで使用する用語の定義等を記載している。</p> <p>「第3 総論」においては、本ガイドラインの位置付け、特定個人情報に関する番号法上の保護措置の概略等について解説している。</p> <p>「第4 各論」においては、番号法上の保護措置及び安全管理措置について解説している。また、実務上の指針及び具体例を記述しているほか、留意すべきルールとなる部分についてはアンダーラインを付している。</p> <p>*印は、行政機関等の実際の事務に即した具体的な事例を記述したものである。なお、事例の記述は、理解を助けることを目的として典型的な例を示したものであり、全ての事案を網羅することを目的とするものではない。</p> <p>[(注1) ~ (注3) 同左]</p> <p>第3 総論</p> <p>[第3-1~第3-3 同左]</p> <p>第3-4 番号法の特定個人情報に関する保護措置</p> <p>(1) 保護措置の概要</p>

各出巡	各出巡
<p>個人番号は、<u>社会保障、税、災害対策その他の行政分野</u>において、個人情報複数の機関の間で紐付けるものであり、住民票を有する全ての者に一人一番号で重複のないように、住民票コードを変換して得られる番号である。したがって、個人番号が悪用され、又は漏えいした場合、個人情報の不正な追跡・突合が行われ、個人の権利利益の侵害を招きかねない。</p> <p>そこで、番号法においては、特定個人情報について、個人情報保護法よりも厳格な各種の保護措置を設けている。この保護措置は、「特定個人情報の利用制限」、「特定個人情報の安全管理措置等」及び「特定個人情報の提供制限等」の三つに大別される。</p> <p>ア 特定個人情報の利用制限</p> <p>番号法においては、個人番号を利用することができる範囲について、<u>社会保障、税、災害対策その他の行政分野</u>に関する特定の事務に限定している（番号法第9条及び別表第1）。また、個人情報保護法の読替え又は適用除外の規定を置き（同法第30条第1項）、本来の利用目的以外の目的で例外的に特定個人情報を利用することができる範囲について、個人情報保護法における個人情報の利用の場合よりも限定的に定めている。</p> <p>さらに、個人番号利用事務等実施者に対し、必要な範囲を超えた特定個人情報ファイルの作成を禁止している（同法第29条）。</p>	<p>個人番号は、<u>社会保障、税及び災害対策の分野</u>において、個人情報複数の機関の間で紐付けるものであり、住民票を有する全ての者に一人一番号で重複のないように、住民票コードを変換して得られる番号である。したがって、個人番号が悪用され、又は漏えいした場合、個人情報の不正な追跡・突合が行われ、個人の権利利益の侵害を招きかねない。</p> <p>そこで、番号法においては、特定個人情報について、個人情報保護法よりも厳格な各種の保護措置を設けている。この保護措置は、「特定個人情報の利用制限」、「特定個人情報の安全管理措置等」及び「特定個人情報の提供制限等」の三つに大別される。</p> <p>ア 特定個人情報の利用制限</p> <p>番号法においては、個人番号を利用することができる範囲について、<u>社会保障、税及び災害対策</u>に関する特定の事務に限定している（番号法第9条及び別表第1）。また、個人情報保護法の読替え又は適用除外の規定を置き（同法第30条第1項）、本来の利用目的以外の目的で例外的に特定個人情報を利用することができる範囲について、個人情報保護法における個人情報の利用の場合よりも限定的に定めている。</p> <p>さらに、個人番号利用事務等実施者に対し、必要な範囲を超えた特定個人情報ファイルの作成を禁止している（同法第29条）。</p>

改出後	改出前
<p>[イ・ウ 略] [(2)・(3) 略] [第3-5～第3-7 略]</p> <p>第4 各論 第4-1 特定個人情報の利用制限 第4-1-1(1) 個人番号の利用制限</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> <p>(関係条文) [略]</p> </div> <p>1 個人番号の原則的な取扱い [略] (注) [略]</p> <p>A 個人番号を利用することができる事務の範囲 a 個人番号利用事務 (番号法第9条第1項から第3項) 個人番号利用事務とは、行政機関、地方公共団体、独立行政法人等その他の行政事務を処理する者が、法令に基づき行う社会保障、税、<u>災害対策その他の行政分野</u>に関する特定の事務において、保有している個人情報の検索、管理のために個人番号を利用することをいい、番号法別表第1の下欄に個人番号利用事務が列挙されている。 また、地方公共団体の場合は、同法別表第1に掲げられていない事務であっても、同法第9条第2項に基づき、社会保障、地方税又は防災に関する事務<u>その他の事務</u>のうち、個人番号を利用することを条例で定めるものについて、個人番号を利用することができる。</p>	<p>[イ・ウ 同左] [(2)・(3) 同左] [第3-5～第3-7 同左]</p> <p>第4 各論 第4-1 特定個人情報の利用制限 第4-1-1(1) 個人番号の利用制限</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> <p>(関係条文) [同左]</p> </div> <p>1 個人番号の原則的な取扱い [同左] (注) [同左]</p> <p>A 個人番号を利用することができる事務の範囲 a 個人番号利用事務 (番号法第9条第1項から第3項) 個人番号利用事務とは、行政機関、地方公共団体、独立行政法人等その他の行政事務を処理する者が、法令に基づき行う社会保障、税及び<u>災害対策</u>に関する特定の事務において、保有している個人情報の検索、管理のために個人番号を利用することをいい、番号法別表第1の下欄に個人番号利用事務が列挙されている。 また、地方公共団体の場合は、同法別表第1に掲げられていない事務であっても、同法第9条第2項に基づき、社会保障、地方税又は防災に関する事務<u>その他これらに類する事務</u>のうち、個人番号を利用することを条例で定めるものについて、個人番号を利用することができる。</p>

各出處	各出處
<p>* [略]</p> <p>都道府県及び市町村（特別区を含む。以下同じ。）は、地域の総合的な行政主体として社会保障、地方税又は防災に関する複数の事務を同一の機関で処理しており、個人情報保護法施行条例の規定の下、複数の事務間において相互に個人情報の授受がなされているところもある。これと同様に、特定個人情報についても、番号法別表第1に掲げられている事務を処理するために必要な場合に複数の事務間で特定個人情報を移転し、その検索、管理を行うために個人番号を利用する場合が想定される。このような場合には、同一機関内であっても複数事務間で特定個人情報の移転を行うこととなることから、同法第9条第2項に基づく条例を定める必要があると解されている。</p> <p>なお、地方公共団体において、同法第9条第2項に基づき、条例で個人番号を利用することができることとした事務について、当該事務の根拠を定める条例において書面の提出を義務付けている場合があるが、この場合であって、同項に基づく特定個人情報の移転に係る条例を定める場合に、当該特定個人情報と同一の内容の情報を含む書面の提出を不要と判断するときは、当該書面の提出を義務付けている条例等を改正等する必要がある。</p> <p>また、法務大臣は、同法第9条第3項に基づき、同法第19条第8号又は第9号の規定による戸籍関係情報の提供に関する事務の処理に関して保有する特定個人情報ファイルにおい</p>	<p>* [同左]</p> <p>都道府県及び市町村（特別区を含む。以下同じ。）は、地域の総合的な行政主体として社会保障、地方税又は防災に関する複数の事務を同一の機関で処理しており、個人情報保護法施行条例の規定の下、複数の事務間において相互に個人情報の授受がなされているところもある。これと同様に、特定個人情報についても、番号法別表第1に掲げられている事務を処理するために必要な場合に複数の事務間で特定個人情報を移転し、その検索、管理を行うために個人番号を利用する場合が想定される。このような場合には、同一機関内であっても複数事務間で特定個人情報の移転を行うこととなることから、同法第9条第2項に基づく条例を定める必要があると解されている。</p> <p>なお、地方公共団体において、同法第9条第2項に基づき、条例で個人番号を利用することができることとした事務について、当該事務の根拠を定める条例において書面の提出を義務付けている場合があるが、この場合であって、同項に基づく特定個人情報の移転に係る条例を定める場合に、当該特定個人情報と同一の内容の情報を含む書面の提出を不要と判断するときは、当該書面の提出を義務付けている条例等を改正等する必要がある。</p> <p>また、法務大臣は、同法第9条第3項に基づき、同法第19条第8号又は第9号の規定による戸籍関係情報の提供に関する事務の処理に関して保有する特定個人情報ファイルにおい</p>

各出逐	各出遍
<p>て個人情報効率的に検索し、及び管理するために必要な限度で情報提供用個人識別符号を利用することができる。</p> <p>行政機関等から個人番号利用事務の全部又は一部の委託を受けた者は、個人番号利用事務を行うことができる。この場合において、当該委託を受けた者は、委託に関する契約の内容に応じて、本ガイドラインが適用されることとなる。</p> <p>[b・c 略]</p> <p>B [略]</p> <p>2 [略]</p> <p>第4-1-(2) [略]</p> <p>[第4-2～第4-6 略]</p>	<p>て個人情報効率的に検索し、及び管理するために必要な限度で情報提供用個人識別符号を利用することができる。</p> <p>行政機関等から個人番号利用事務の全部又は一部の委託を受けた者は、個人番号利用事務を行うことができる。この場合において、当該委託を受けた者は、委託に関する契約の内容に応じて、本ガイドラインが適用されることとなる。</p> <p>[b・c 同左]</p> <p>B [同左]</p> <p>2 [同左]</p> <p>第4-1-(2) [同左]</p> <p>[第4-2～第4-6 同左]</p>
<p>備考 表中の [] の記号は注記である。</p>	

附 則

この告示は、公布の日から施行する。